



食安基発 0914 第 7 号
平成 21 年 9 月 14 日

社団法人日本玩具協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長



指定おもちゃの範囲等に関する Q & A について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定するおもちゃ（以下「指定おもちゃ」という。）の範囲等については、従前、平成 20 年 7 月 7 日付け食安基発第 0707006 号「おもちゃに係る改正に関する Q & A について（その 2）」及び同年 4 月 16 日付け食安基発第 0416006 号「おもちゃに係る改正に関する Q & A について」により、その基本的な考え方等を示しているところです。

今般、それらにつき、より分かりやすい内容となるよう記載の整備を図るとともに、最近の疑義照会事例や貴協会の要望等も踏まえて内容の見直しを行い、明確化を図ることとし、全般的に改訂を行った「指定おもちゃの範囲等に関する Q & A」を別添のとおり作成しましたので、貴協会会員企業及び S T マーク使用許諾契約締結企業への周知方よろしくお願いします。なお、本 Q & A 中の各設問は、指定おもちゃの範囲等に関する基本的な考え方等を示すものであり、個別の具体的な事案に係る法令適用についての見解を示すものではありません。

本通知の発出に伴って、平成 20 年 7 月 7 日付け食安基発第 0707006 号「おもちゃに係る改正に関する Q & A について（その 2）」を廃止とし、また、同年 4 月 16 日付け食安基発第 0416006 号「おもちゃに係る改正に関する Q & A について」別添「指定おもちゃ及びおもちゃの規格の改正に係る Q & A」中 Q 1、Q 2、Q 5 から Q 17 及び Q 30 から Q 32 は削除となります。